

【消費者トラブル情報 vol. 16：屋根工事などの点検商法にご注意！】

梅雨明けや台風の後、こんなトラブルにご注意ください！

- ・「近所で工事中です」と突然訪ねてきた業者に、「屋根瓦がずれている。このままでは雨漏りする」と言われ、不安になって契約してしまった。
- ・「今なら安く修理できる」「火災保険を使えば負担なし」と契約を急かされた。

○アドバイス

- ・突然訪問してきた業者とはすぐに契約せず、必ず複数の業者から見積もりを取りましょう。
- ・「火災保険で修理できる」と言われても、実際には使えない場合もあります。まずは保険会社に自分で確認しましょう。
- ・不安に思ったらすぐに消費生活センターにご相談ください。

■市消費生活センター相談

Tel:099-808-7500

■消費者ホットライン

[Tel:188](tel:188)

■警察相談専用電話

[Tel: #9110](tel:#9110)